



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働九八）

省 令

○厚生労働省令第九十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第二十五条第四項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号。以下「法」という。）第二十五条第四項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一、百五十四（略）</p> <p>百五十五（略）</p> <p>百五十六 六 a・七・八・十 aーテトラヒドロー六・六・九ートリメチルー三ーヘキシルー六 Hージベンゾ「b・d」ピラ</p> <p>ニーール及びその塩類</p> <p>百五十七 六 a・七・十・十 aーテトラヒドロー六・六・九ートリメチルー三ーヘキシルー六 Hージベンゾ「b・d」ピラ</p> <p>ニーール及びその塩類</p> <p>百五十八（略）</p> <p>百五十九、三百三十二（略）</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号。以下「法」という。）第二十五条第四項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一、百五十四（略）</p> <p>百五十五 二ー（二・五ージメトキシー四ーメチルフェニル）ーニーメトキシエタンアミン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>百五十六 六 a・七・八・十 aーテトラヒドロー六・六・九ートリメチルー三ーヘプチルー六 Hージベンゾ「b・d」ピラ</p> <p>ニーール及びその塩類</p> <p>百五十七、三百三十（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。